

7 重点業種の検討(1) 建設業

過労死等防止対策大綱では、過労死等の発生事案の集計に基づき、対策の重点業種・職種として自動車運転従事者、教職員、IT 産業、外食産業、医療、建設業、メディア業界を挙げ、労働・社会面の各年度の調査においてはこれらに該当する業種から複数選び、詳細な分析・検討を行っている。本年度労働・社会面の調査では建設業および IT 産業を重点業種として詳細な調査を行った。まず建設業の結果を示す。

7.1 建設業の労働時間の状況

建設業の就業者調査回答者 738 人の1週間あたりの実労働時間の回答分布を図 7.1.1 に示す。1週間あたりの実労働時間数が 40 時間以上の就業者は 83.2%、1週間あたり 60 時間以上⁵の就業者は 12.5%であった。

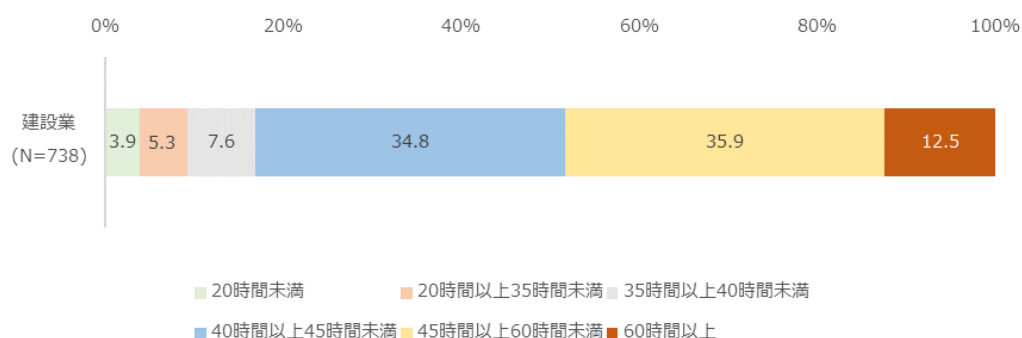


図7.1.1 1週間あたりの実労働時間の分布(建設業就業者)

1週間あたり実労働時間数が 40 時間以上の就業者を抽出した分布を図 7.1.2 に示す。1週間あたり実労働時間数が 40 時間以上の就業者に占める1週間あたり実労働時間数が 60 時間以上の就業者の割合⁶は 15.0%であり、回答者全体(全業種)の 9.5%よりも大きかった。

⁵ 1 か月あたり時間外労働時間 80 時間以上に相当する。これは労働安全衛生対策としての長時間労働者に対する医師面接の実施が必要とされる水準である。

⁶ 過労死防止大綱上の数値目標は令和7(2025)年までに 5%以下

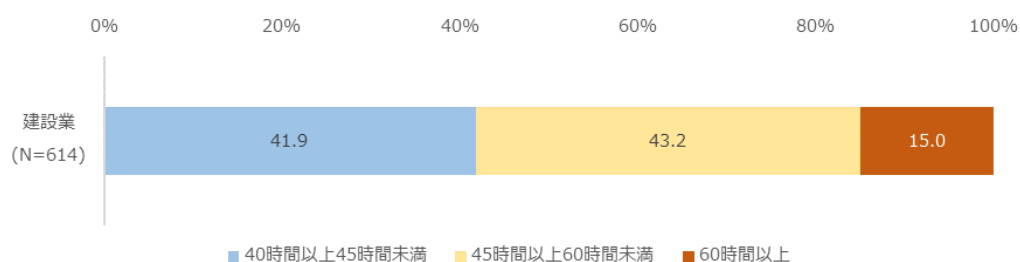


図7.1.2 1週間あたりの実労働時間の分布(40時間以上の者)(建設業就業者)

7.2 個人属性による労働時間の状況

年齢階層別の1週間あたりの実労働時間数の回答分布を図7.2.1に示す。週あたりの実労働時間数が35時間以上の就業者の割合は、64歳未満のいずれの年齢層でも91.7～97.2%であり、65歳以上になると74.1%まで低くなっている。

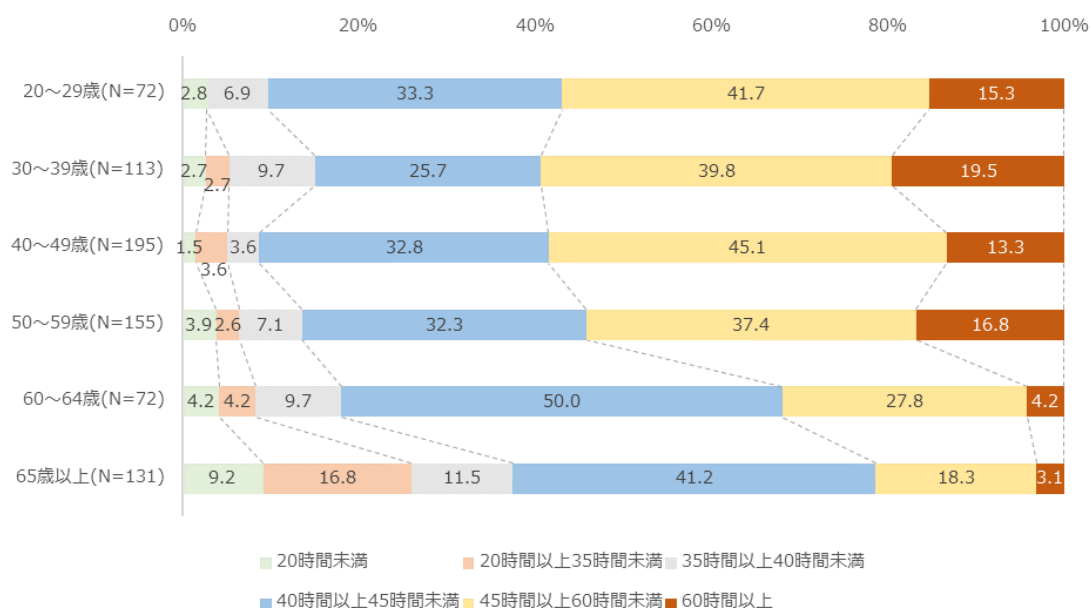


図7.2.1 年齢階層別の1週間あたりの実労働時間数の分布(建設業就業者)

1週間あたりの実労働時間数が40時間以上の就業者のみを抽出した分布を図7.2.2に示す。1週間あたりの実労働時間数が40時間以上の就業者に占める60時間以上の就業者の割合は、20～29歳16.9%、30～39歳22.9%、40～49歳

14.6%、50～59 歳 19.4%であり、60 歳未満においては 10%台である。60～64 歳は 5.1%、65 歳以上は 4.9%で、大綱の数値目標5%に近接している。特に 60 歳未満の長時間労働を減らす取り組みが求められる。

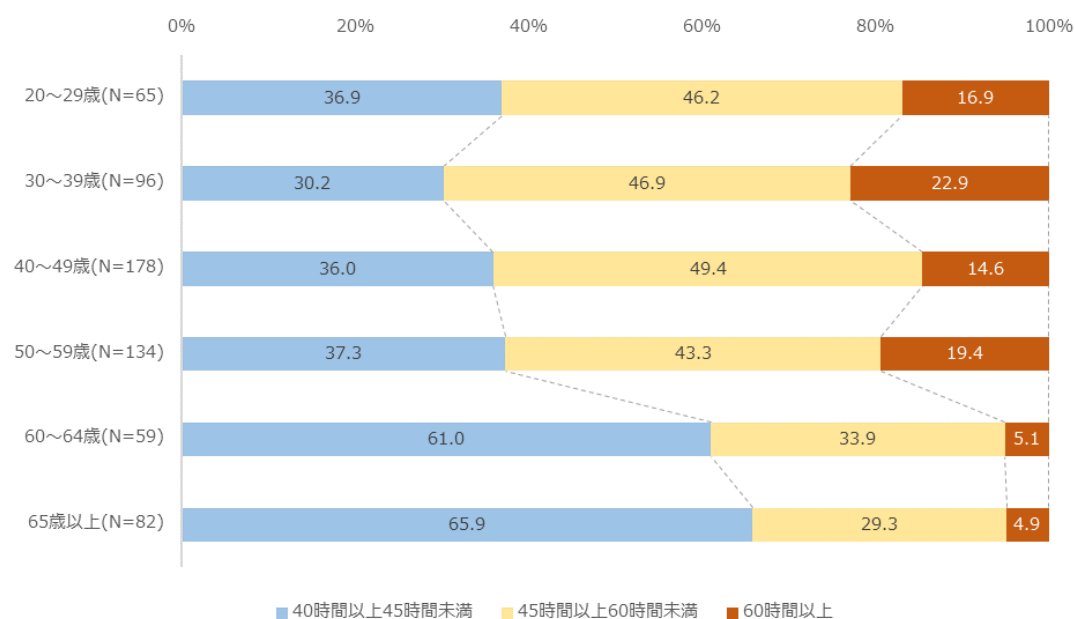


図7.2.2 年齢階層別の1週間あたりの実労働時間数の分布(40時間以上の者)(建設業)

就業形態別の1週間あたりの実労働時間数の分布を図 7.2.3 に示す。正職員の 89.7%、非正規雇用者の 70.0%、自営業者の 64.0%が 40 時間以上であった。

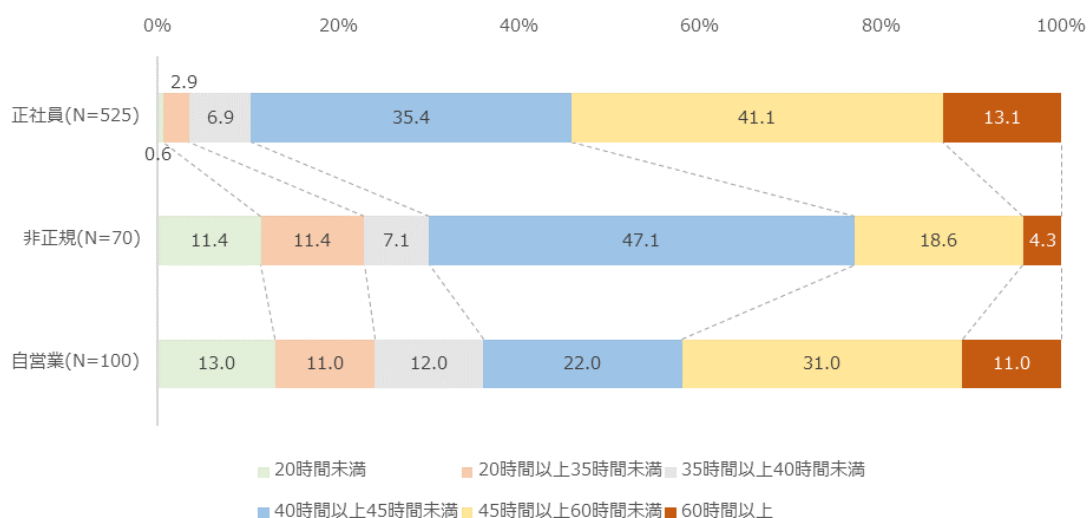


図7.2.3 就業形態別の1週間あたり実労働時間数の分布(建設業)

1週間あたりの実労働時間数が40時間以上の就業者を抽出した分布を図7.2.4に示す。1週間あたり実労働時間数が40時間以上の就業者に占める1週間あたり実労働時間数が60時間以上の就業者の割合は、正社員が14.6%、非正規雇用者が6.1%であり、正社員においては大綱の数値目標達成水準まで約10%ポイント減らす必要がある。なお、自営業者も17.2%と、正社員同様に高い水準であった。

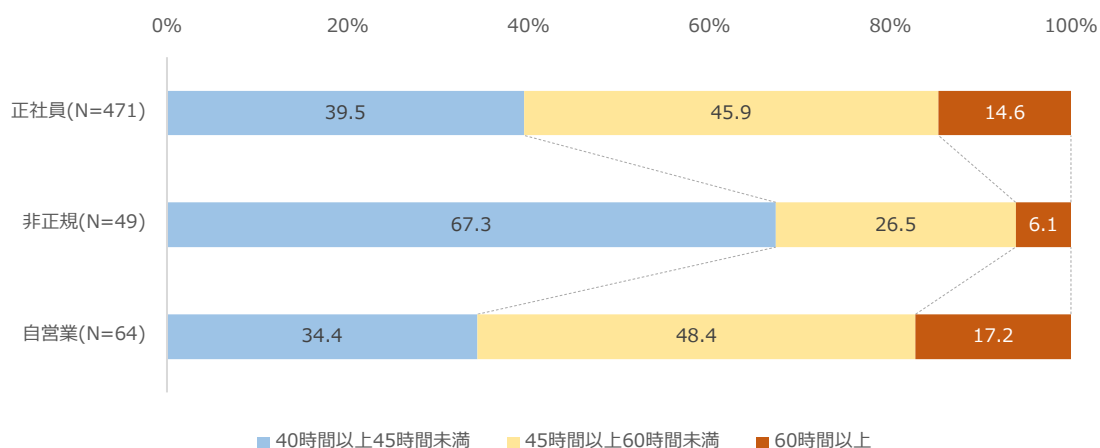


図7.2.4 就業形態別の1週間あたりの実労働時間数の分布(40時間以上の者)(建設業)

就業形態別・性別の1週間あたりの平均実労働時間を図 7.2.5 に示す。正社員男性は 47.8 時間、女性は 40.8 時間であった。非正規雇用者は男性 38.0 時間、女性 35.8 時間、自営業者は男性 41.2 時間、女性 31.4 時間であった。正社員男性には1週間あたり 40 時間を超える長時間労働の負担があり、女性よりも7時間長かった。なお、この時間数は令和3年 10 月の実態であり、繁忙期との別やコロナ禍の影響には注意が必要である。

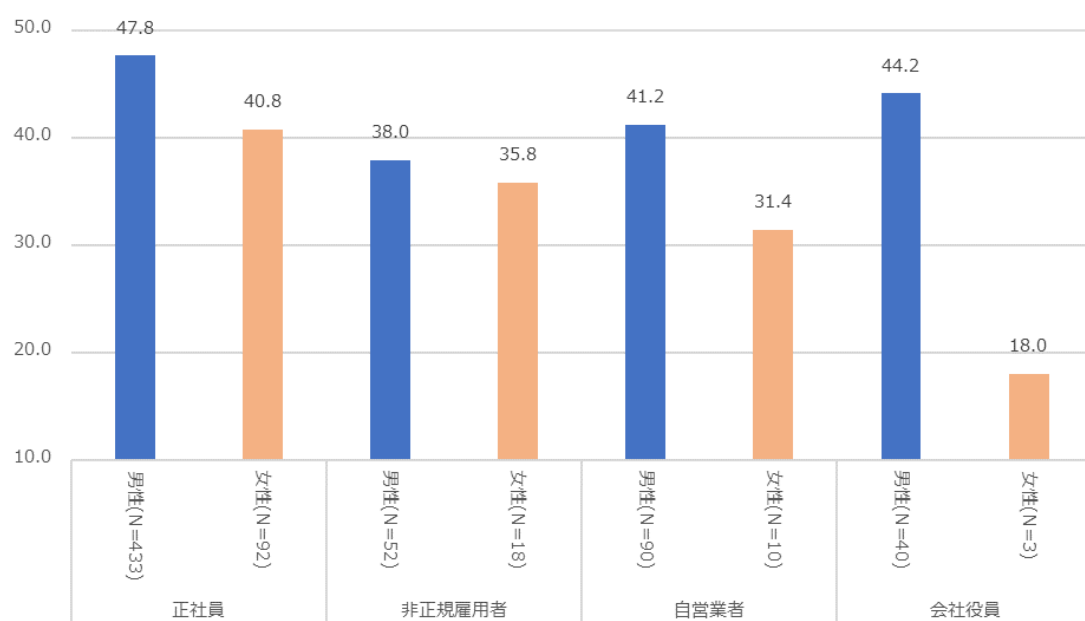


図7.2.5 就業形態別・性別の1週間あたり平均実労働時間(建設業)

非正規雇用者と自営業者は短時間勤務者が多いため、週 35 時間を境に2群に分けて集計し、図 7.2.6 に示す。実労働時間数が週 35 時間以上の就業者について見ると、非正規雇用者男性の1週間あたりの平均実労働時間数は 43.8 時間、女性は 41.2 時間、自営業者の男性は 48.4 時間、女性は 40.0 時間であった。非正規雇用者の女性や自営業者の男女は正社員の平均週実労働時間数の水準と近く、非正規雇用者や自営業者の中にも正社員と同様に長時間労働を行っている者がいることに注意が必要であろう。なお、この時間数は令和3年 10 月の実態であり、繁忙期との別やコロナ禍の影響には注意が必要である。

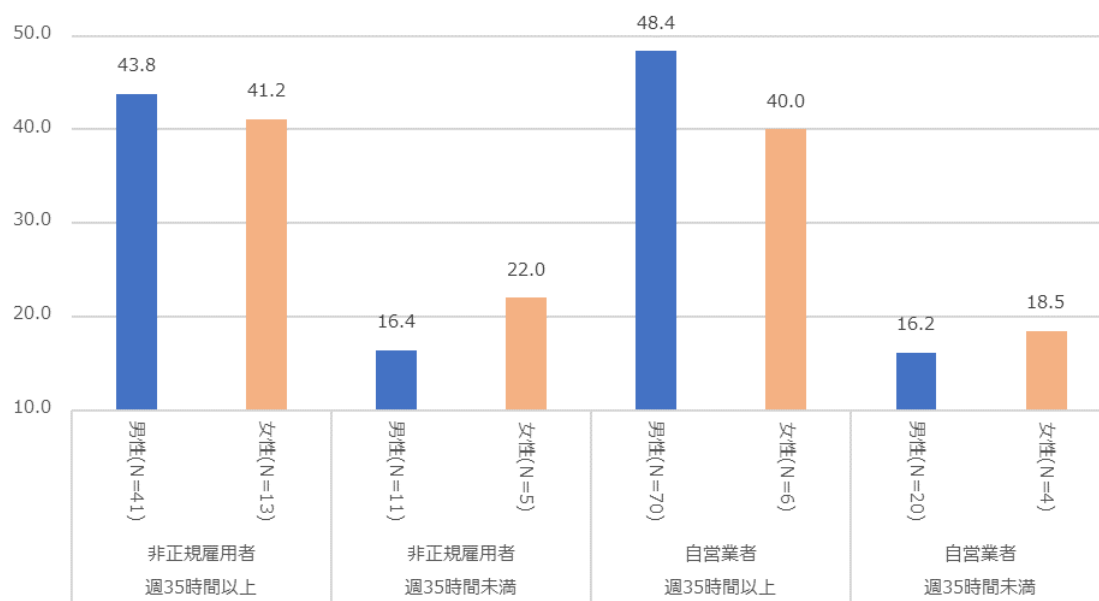


図7.2.6 就業形態別・性別の1週間あたり平均実労働時間(非正規雇用者・自営業者の実労働時間別集計、建設業)

職種別の1週間あたりの平均実労働時間を図 7.2.7 に示す。

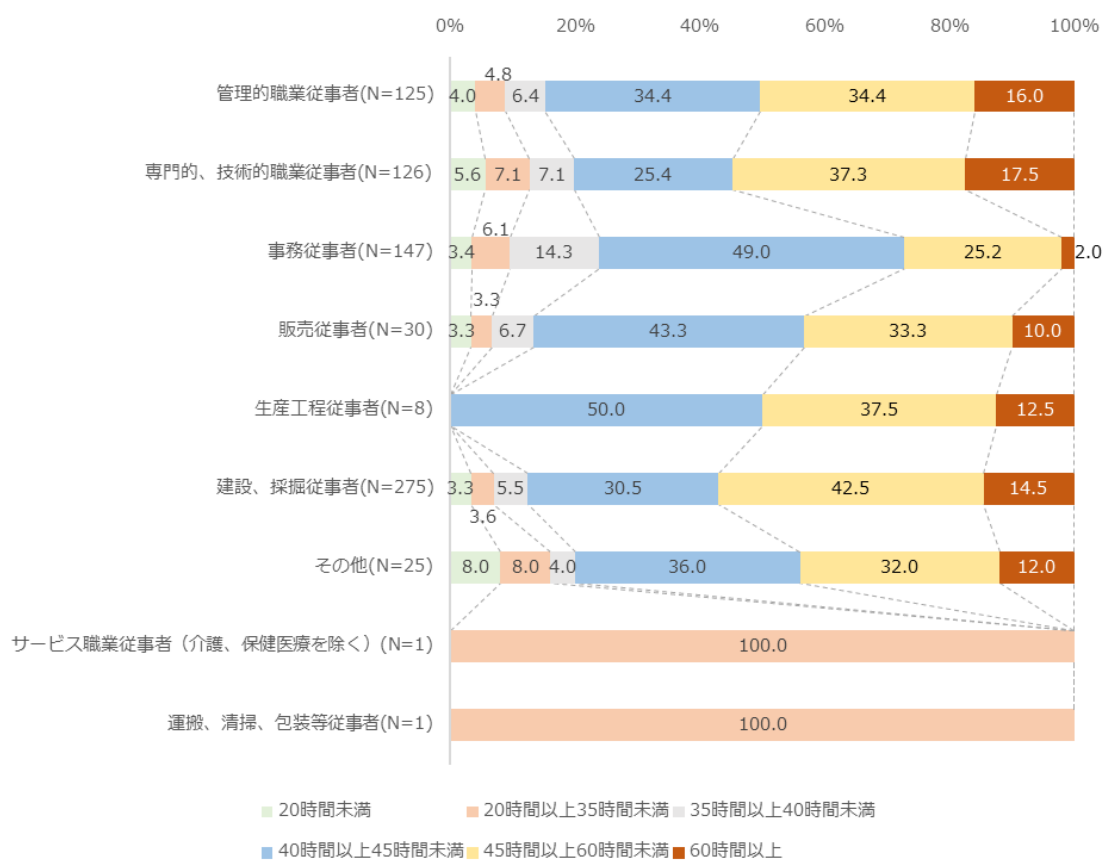


図7.2.7 職種別の1週間あたりの実労働時間の分布(建設業)

1週間あたりの実労働時間数が40時間以上の就業者を抽出した分布を図7.2.8に示す。1週間あたり実労働時間数が40時間以上の就業者に占める1週間あたり実労働時間数が60時間以上の就業者の割合が5%を上回っているのは、専門的・技術的職業従事者 21.8%、管理的職業従事者 18.9%、建設・採掘従事者 16.6%、生産工程従事者 12.5%、販売従事者 11.5%であった。

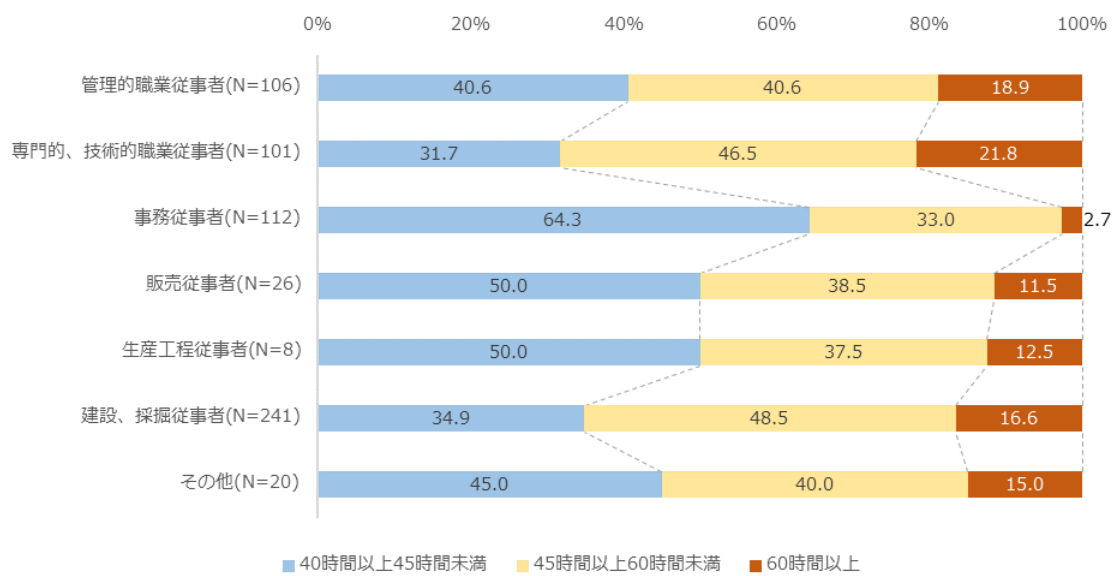


図7.2.8 職種別の1週間あたり実労働時間の分布(40時間以上の者)(建設業)

7.3 時間外労働の状況

通常期と繁忙期の時間外労働の状況を図 7.3.1 に示す。時間外労働のない就業者の割合は、通常期に 56.9%であるが繁忙期には 37.3%と小さくなる。その一方で、1週間あたり 10 時間以上の割合は通常期 8.3%から繁忙期には 18.7%まで大きくなる。

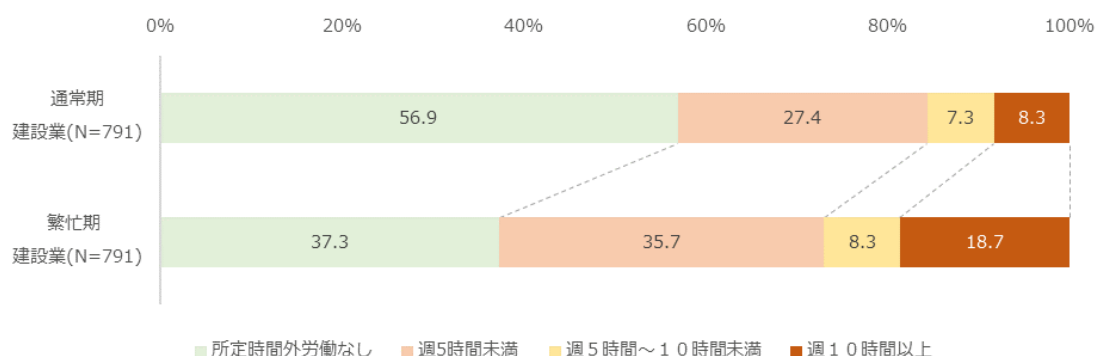


図7.3.1 通常期と繁忙期の時間外労働の状況(建設業就業者)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 過去1年間の所定労働時間を超える労働時間について通常期と繁忙期の別に回答を得た。裁量労働制や自営業者の場合は1日8時間を超える労働時間を問うた。

通常期の時間外労働の時間別の、繁忙期の時間外労働時間の状況を図 7.3.2 に示す。通常期に時間外労働のない就業者のうちの 34.9%が繁忙期に時間外労働を行い、また、通常期の時間外労働が5時間未満の者の 24.4%、5～10 時間未満の者の 72.4%が時間外労働を増やして、繁忙期の業務量进行处理していることが分かる。

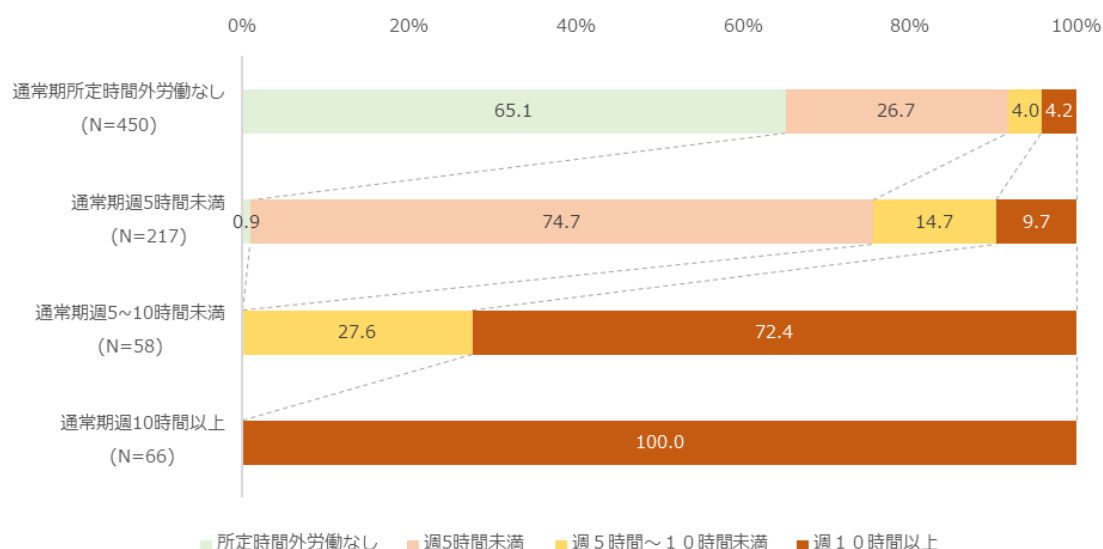


図7.3.2 通常期と繁忙期の時間外労働¹の関連(建設業就業者)

(資料出所) 労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 過去1年間の所定労働時間を超える労働時間について通常期と繁忙期の別に回答を得た。裁量労働制や自営業者の場合は1日8時間を超える労働時間を問うた。

1か月に45時間超の時間外労働を行う正社員の割合を事業場に問うた回答の分布を図7.3.3に示す。月45～80時間以内、月80時間超100時間以内、月100時間超の時間外労働を行う正社員の割合について回答を得た。全体の95.4%の事業場には月100時間超の時間外労働を行う正社員はおらず、月80時間超の時間外労働を行う正社員がいない事業場は87.7%であった。1か月の時間外労働が45時間超の正社員がいない・または10%未満である事業場は74.6%である一方で、月45時間超80時間以内の正社員割合が50%以上、30～50%未満、10～30%未満の事業場はそれぞれ4.9%、4.1%、14.2%であった。

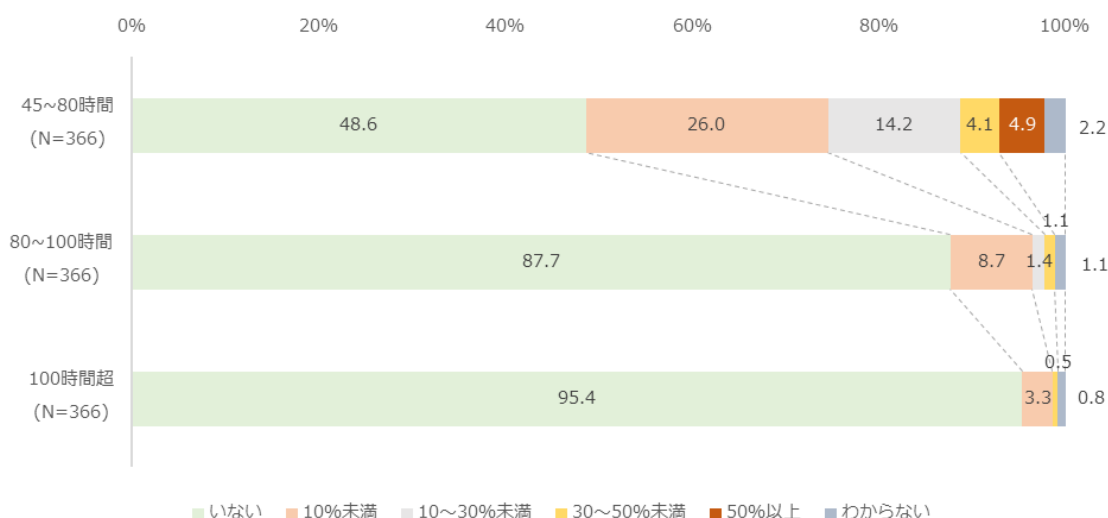


図7.3.3 事業場の正社員のうち長時間労働¹を行う者の割合(建設業、事業場調査)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

(注) 調査時点(令和3年11月)の前月1か月に、1か月あたり45時間超80時間以内、80時間超100時間以内、100時間超の時間外労働を行う正社員の割合の回答を得た。

時間外労働が生じる理由について、就業者調査⁷と事業場調査の結果を図7.3.4に示す。「業務量が多いため」(労働者 43.3%、事業場 33.6%)・「人員が不足しているため」(労働者 29.6%、事業場 41.9%)というように業務量に見合った人員確保がなされていない背景が多く指摘されている。これら2つの選択肢を比較すると、労働者は業務量が多いことを挙げる方が多いが、事業場調査の回答者(管理者)は人員不足を挙げる方が多い。「長時間労働を行わないとできない仕事がある」(労働者 20.9%、事業場 38.0%)のように、仕事の特性上やむをえないという理由も挙げられた。外的な要因として、「仕事の繁閑の差が大きい」(労働者 20.2%、事業場 48.2%)、「顧客からの不規則な要望に対応する必要がある」(労働者 13.6%、事業場 31.5%)、「顧客の指示する納期が短い」(労働者 9.0%、事業場 16.1%)が挙げられた。「社員間の業務の平準化がされていない」(労働者 8.5%、事業場 10.7%)や「ICT や機械化等による生産性向上が進んでいない」(労働者 2.9%、事業場 4.4%)は少数であり、事業場内部の対策で可能なことは既にかなり進められている

⁷ 建設業の正社員および非正規雇用者の結果を示す。(自営業者と会社役員を除く。)

ことが分かる。全体としては、人員確保と顧客との調整が困難であることが時間外労働の発生と関連があるといえる。なお、時間外労働がない就業者は21.1%であった。

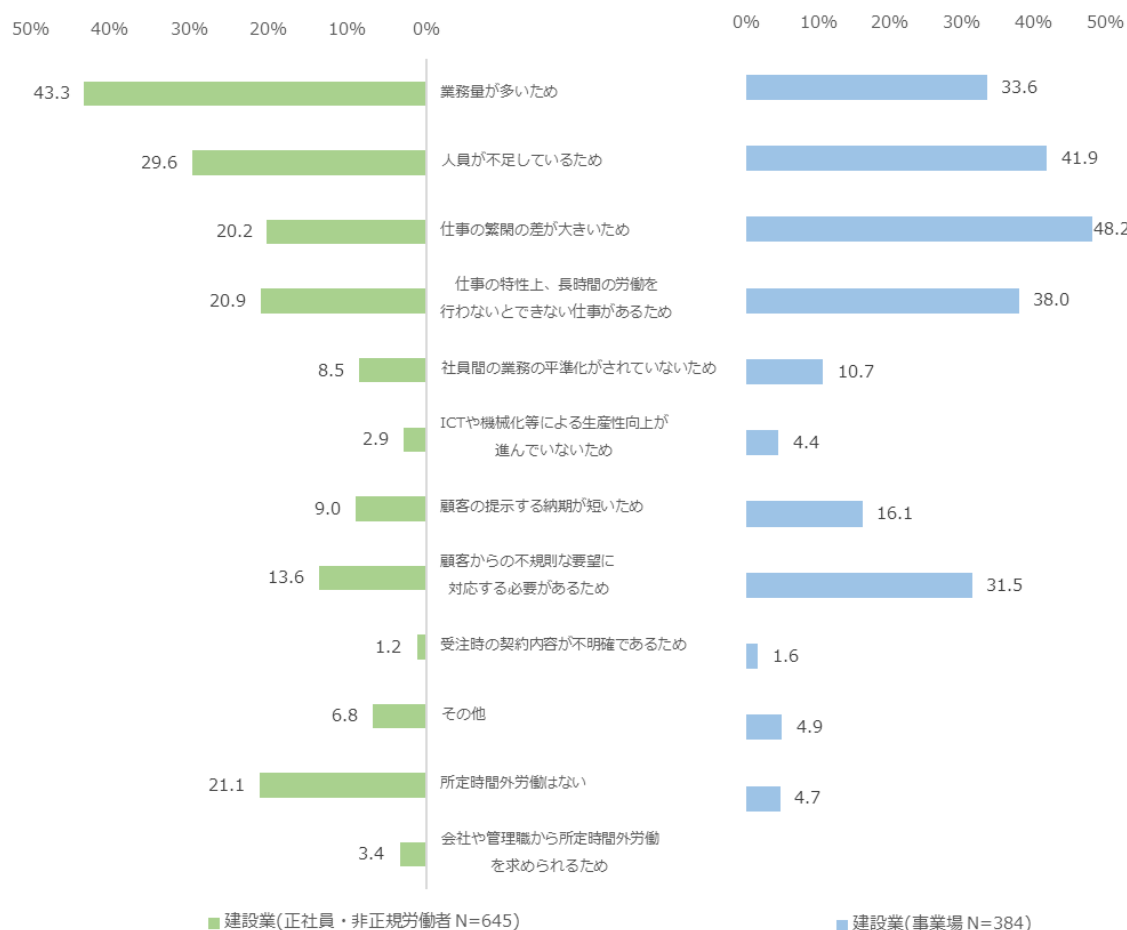


図7.3.4 時間外労働が生じる理由(建設業労働者¹および事業場²)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査(左図)、同事業場調査(右図)
をもとに作成

- (注)1. 建設業正社員、非正規雇用者の回答。
2. 建設業事業場安全衛生管理者の回答。

事業場規模の違いによって時間外労働が生じる背景が異なるものを検討するため、事業場規模別の時間外労働が生じる理由(事業場調査)を図7.3.5に示す。業務量に見合った人員確保がされていないことを反映する「業務量が多い」・「人員が不足している」は、事業場規模が50～300人未満では双方とも60%を超えている。30～50人未満ではそれぞれ48.0%、37.3%である。50～300人未満の事業場規模では、「仕事の特性上、長時間労働を行わないとできない仕事がある」を挙げる

割合は50.0%で、他の規模より11～14%ポイント高かった。50～300人程度の規模の事業場で行われる業務の中に時間外労働を生じさせるようなものが含まれる可能性がある。その他、「顧客の提示する納期が短い」は50～300人未満の規模で特に目立った。「仕事の繁閑の差が大きい」・「社員間の業務の平準化がされていない」などの内部要因は規模による差は大きくなかったため、事業場規模以外の要因の影響が大きかったものと思われる。

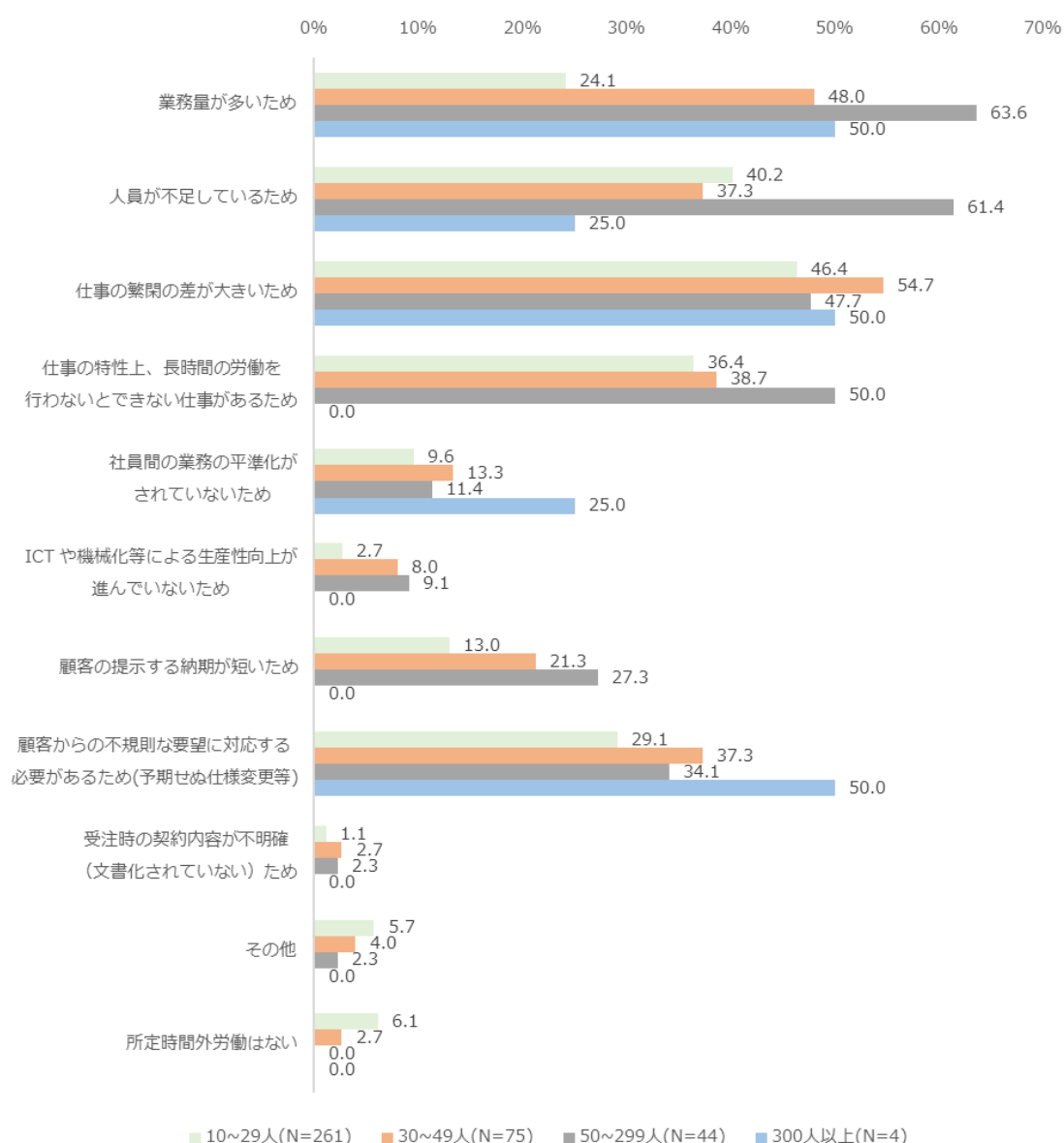


図7.3.5 事業場規模別の時間外労働が生じる理由(事業場¹調査、建設業)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

(注) 建設業事業場安全衛生管理者の回答。

次に、事業の種類の違いによって時間外労働が生じる背景が異なるものかを検討するため、事業種別(総合工事業・職別工事業・設備工事業の別)の時間外労働が生じる理由(事業場調査)を図 7.3.6 に示す。業務量に見合った人員確保がされていないことを反映する「業務量が多い」・「人員が不足している」は種別で大きな差異は見られなかった。「仕事の特性上、長時間労働を行わないとできない仕事がある」は設備工事業 47.7%で、他の種別より 11~18%ポイント高かった。また、「仕事の繁閑の差異が大きい」も設備工事業は他より高かった。設備工事業の業務内容⁸の特徴(下請業務が多い)により時間外労働が生じている可能性がある。顧客との関係では、「顧客の提示する納期が短い」は種別間の差異は目立たないものの、「顧客からの不規則な要望に対応する必要がある」は設備工事業で他より6~13%ポイント高かった。設備工事業では顧客の予期せぬ仕様変更により時間外労働が引き起こされやすいことが分かる。

⁸ 設備工事業は、直接請負または下請として、電気工作物、電気通信信号施設、空気調和設備、給排水・衛生設備、昇降設備、その他機械装置などの設備を完成する、またはこれらの設備の一部を構成するための設備工事を行う。(総務省(2013). 日本標準産業分類(平成 25 年 10 月改定)説明および内容例示)

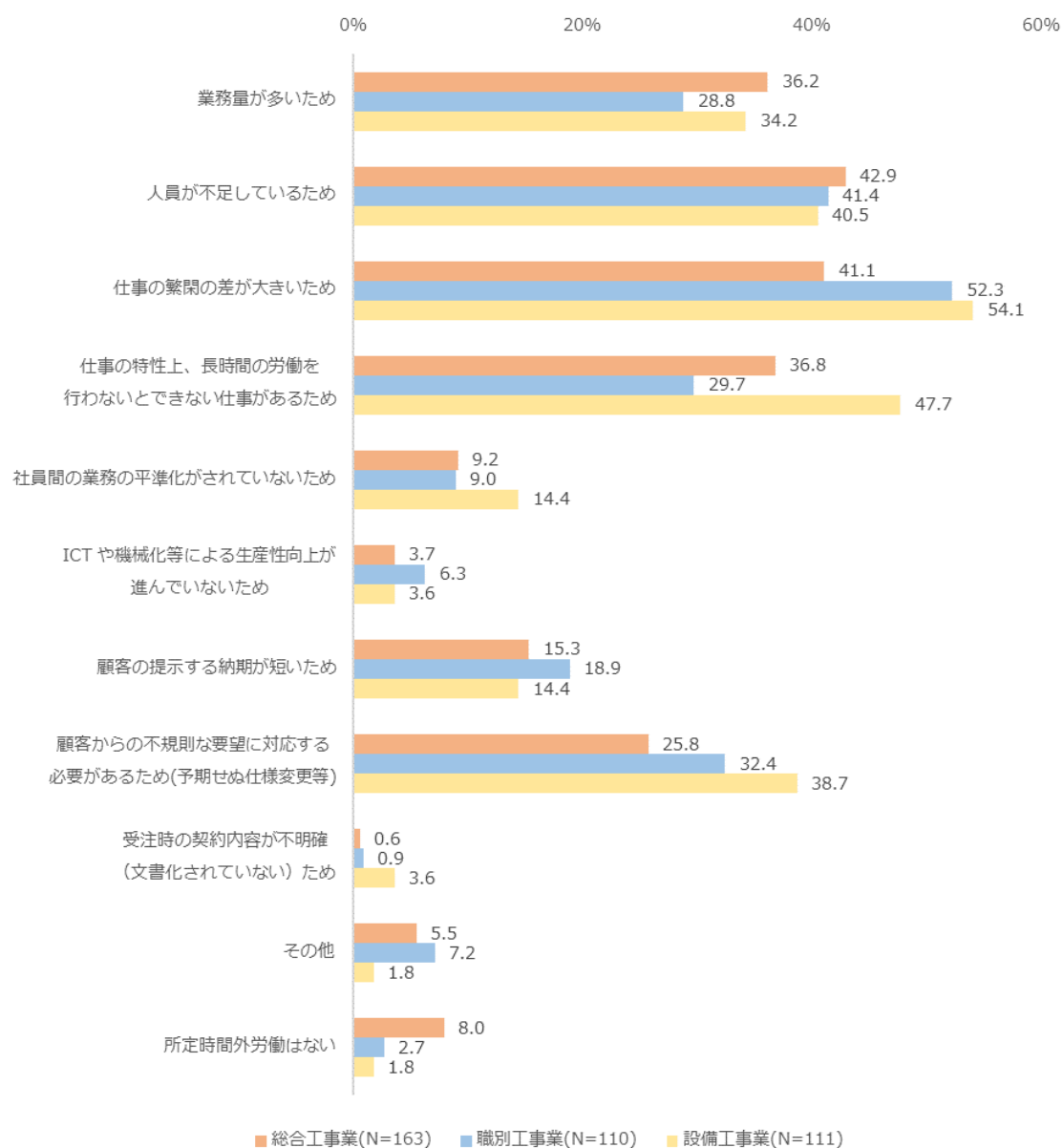


図7.3.6 建設業の種別の時間外労働が生じる理由(事業場調査、建設業)
 (資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成
 (注) 建設業事業場安全衛生管理者の回答。

7.4 過重労働防止の取り組み

事業場における労働時間の把握方法(事業場調査)を図 7.4.1 に示す。出勤簿 58.1%、タイムカード・IC カードによる記録 45.1%、所属長・上長による目視の確認 24.7%、PC のログ記録 3.9%などの客観的な方法の他、労働者本人の自己申告も 37.2%で見られた。

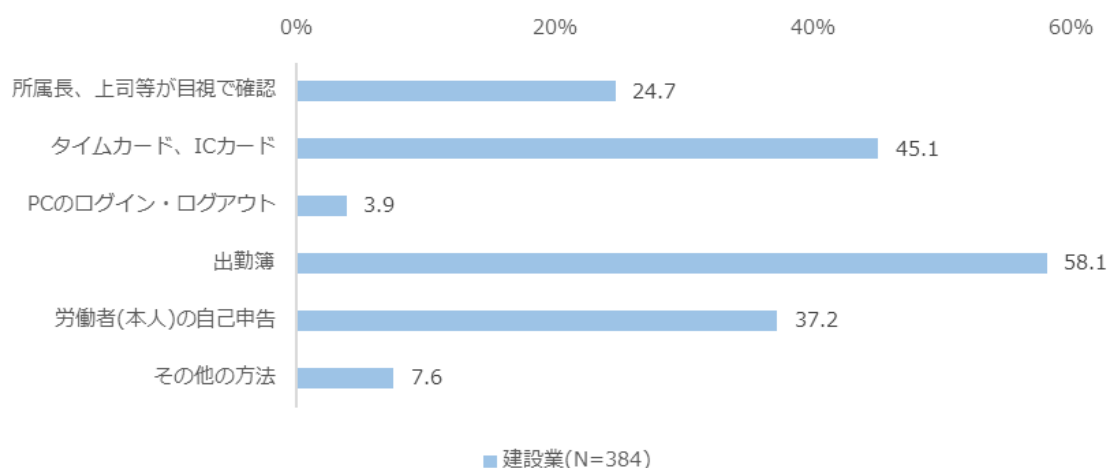


図7.4.1 事業場における労働時間の把握方法(事業場調査、建設業)
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

業種別の事業場における労働時間の把握方法(事業場調査)を図 7.4.2 に示す。労働者本人による自己申告は設備工事業で 45.9%と、他の種別より約 13%ポイント高かった。設備工事業は、時間外労働が生じる理由のうち「仕事の繁閑の差が大きい」が他の種別と比べて多かった。

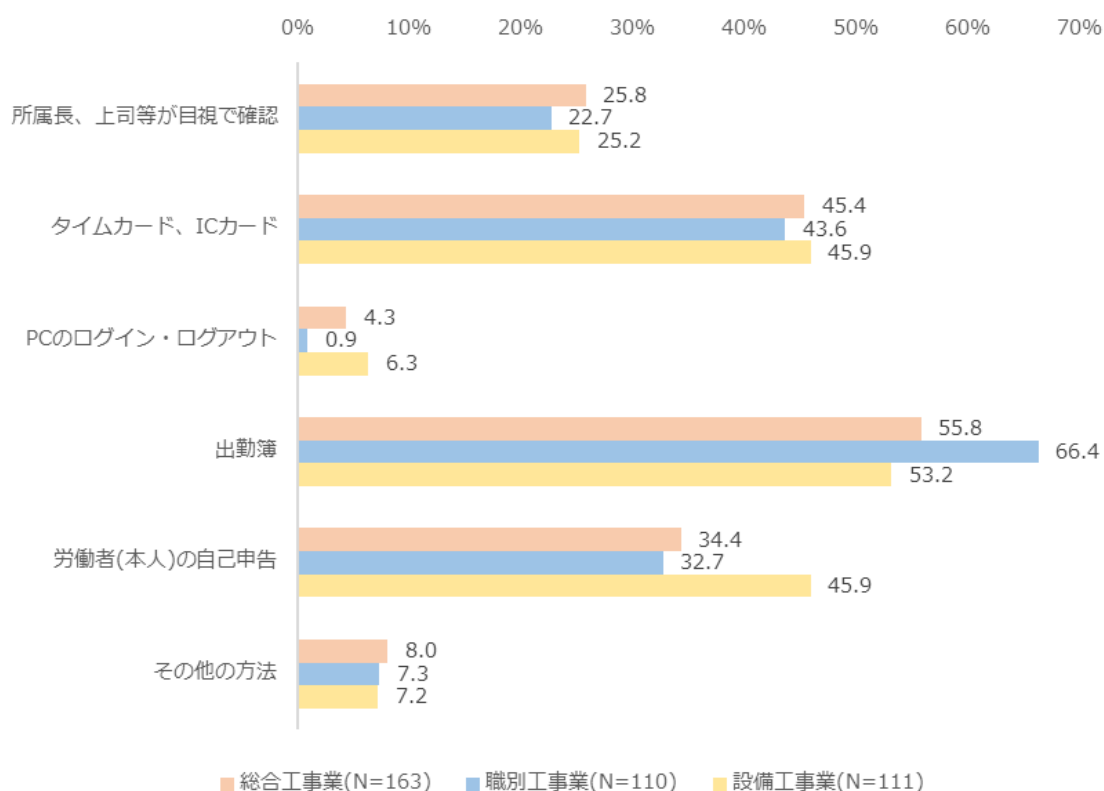


図7.4.2 建設業の種別の事業場における労働時間の把握方法(事業場調査)
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

1か月間の時間外労働時間 80 時間超の労働者に対する医師面接の実施状況を
 図 7.4.3 に示す。63.3%の事業場では1か月間の時間外労働時間 80 時間超の労働者はおらず、2.3%の事業場において面接指導の申出者に対して面接指導が実施され、33.9%の事業場では面接指導の申出者がいなかった。

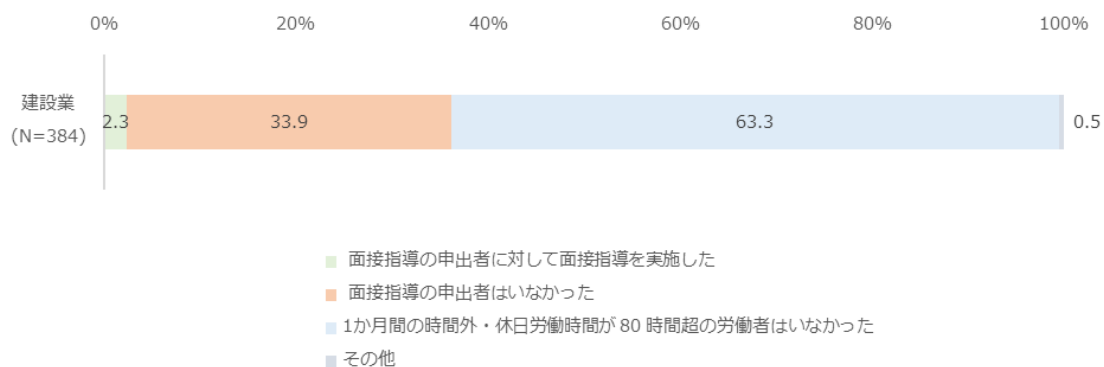


図7.4.3 1か月の時間外労働80時間超の就業者に対する医師の面接指導の実施状況(事業場調査、建設業)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

事業場におけるストレスチェックの実施状況を図 7.4.4 に示す。25.0%の事業場で全員または一部に対して実施されており、実施予定も含めると 56.0%の事業場においてストレスチェックが実施済または実施予定であった。

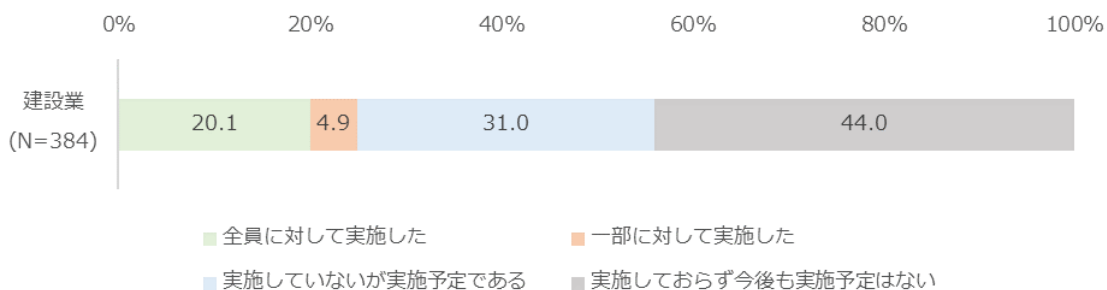


図7.4.4 ストレスチェック実施状況(事業場調査、建設業)

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

ストレスチェックを実施した結果、医師の面接指導の実施状況を図 7.4.5 に示す。81.3%の事業場では、ストレスチェック受検者からの面接指導の申出はなかった。申出者がいた事業場のうち医師面接が実施されたのは 94.7%である。

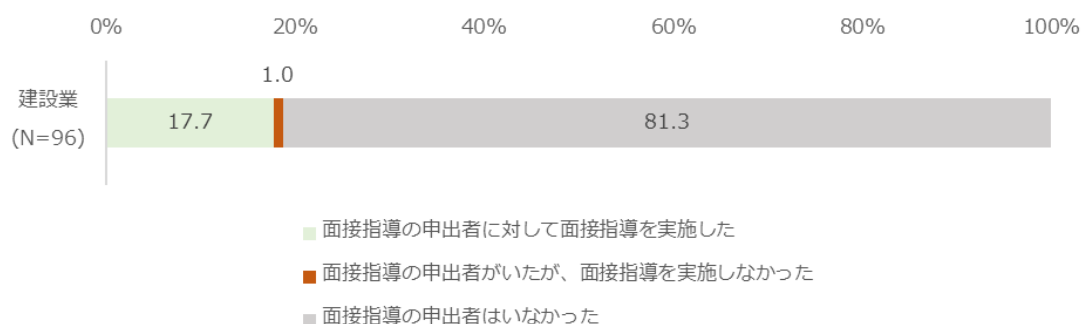


図7.4.5 ストレスチェック受検後の医師による面接指導の実施状況
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

ストレスチェックの結果を用いて集団分析し、その結果を活用する事業場の割合を令和4年までに 60%以上にすることが大綱の数値目標として定められている。建設業事業場のストレスチェックを用いた集団分析実施状況を図 7.4.6 に示す。すべての部署について集団分析をした事業場は 55.2%、一部部署について実施した事業場は 14.6%であり、合わせて約7割の事業場において、ストレスチェックの結果を用いた集団分析が実施されていることが分かる。

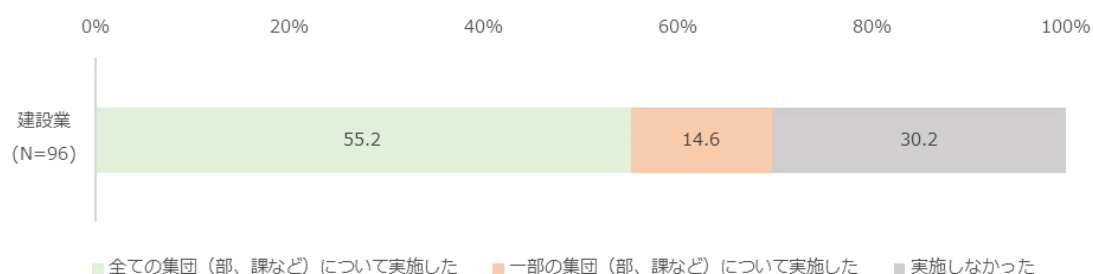


図7.4.6 ストレスチェックの結果を用いた集団分析の実施状況
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

事業場における定期健康診査の実施状況を図 7.4.7 に示す。96.4%の事業場では全員に実施している。

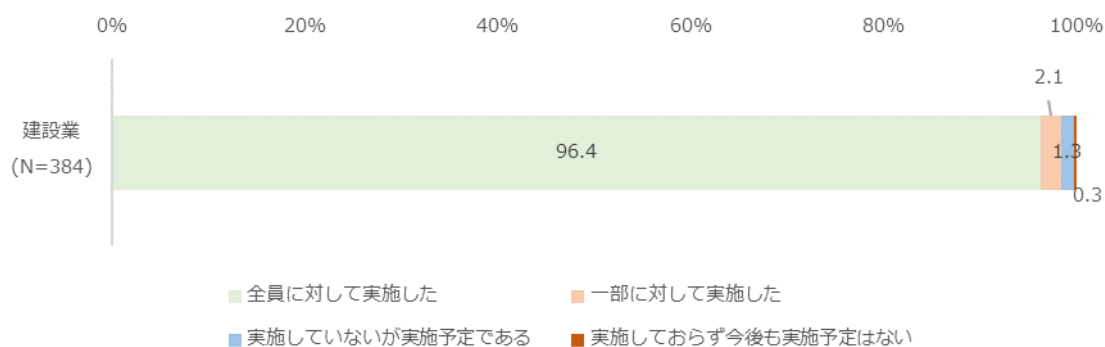


図7.4.7 建設業事業場における定期健康診査の実施状況
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

定期健康診査の結果、事業場における高血圧、高脂血症、糖尿病の有所見者割合を図7.4.8に示す。高血圧の有所見者割合が20%以上の事業場は23.0%であり、高脂血症については同じく25.7%、糖尿病は9.3%であった。就業者の慢性疾患を考慮して就業上の配慮ならびに過重労働防止の対策をしてゆく必要がある。

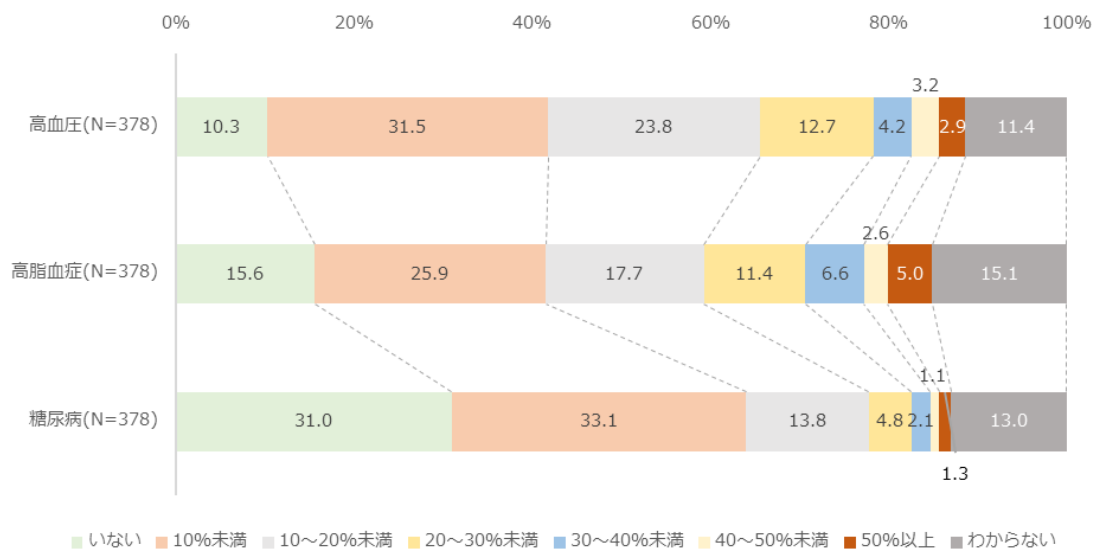


図7.4.8 事業場における高血圧、高脂血症、糖尿病の有所見者割合
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

7.5 関連法規・ガイドラインの認知

本調査では、過労死等防止対策推進法および建設業の過重労働防止対策に関連したガイドラインの認知度を就業者調査および事業場調査で調査した。図 7.5.1 に就業者の各法律、ガイドラインの認知度を示す。ガイドラインは、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省 平成 29 年)、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省 平成 23 年)、労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」であること(国土交通省「元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン」平成 26 年改訂)、である。いずれの法律・ガイドラインとも「ほぼ知っている」「少し知っている」は合わせて2割前後であった。

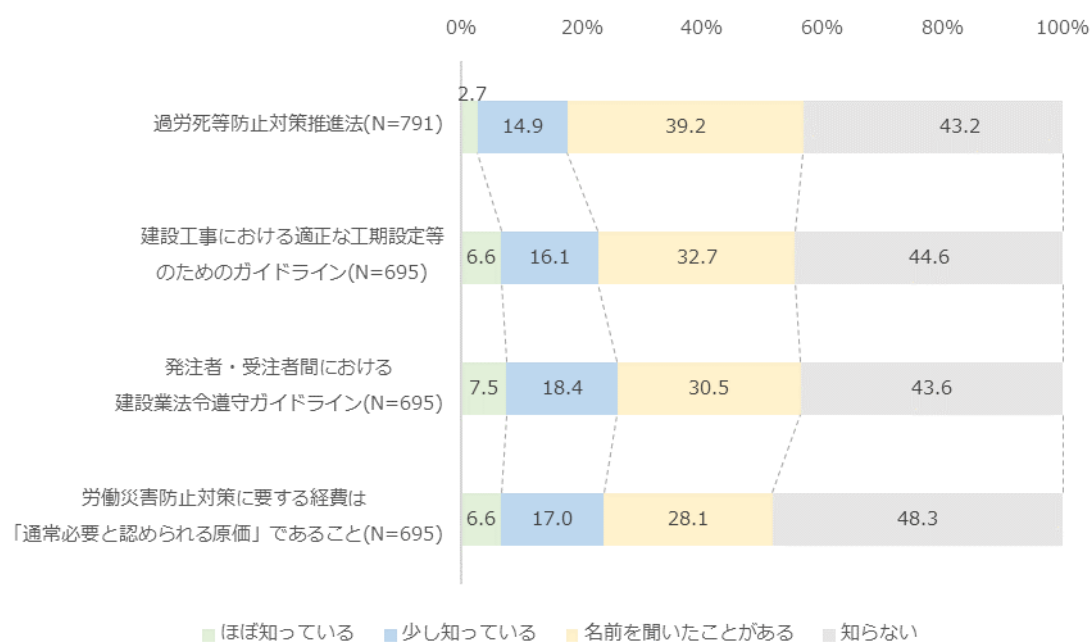


図7.5.1 就業者の過労死等防止対策推進法と各種ガイドライン¹の認知度

(資料出所) 労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省 平成 29 年)、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省 平成 23 年)、および、「労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」であること」(国土交通省『元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン』平成 26 年改訂)。

一方、事業場の安全衛生管理者における過労死等防止対策推進法および各ガイドラインの認知度を図 7.5.2 に示す。「ほぼ知っている」「少し知っている」を合わせた割合は、過労死等防止対策推進法 42.7%、「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」50.8%、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」54.2%、「労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」であること」50.5%であった。事業場の安全衛生管理者間の過労死防止対策推進法や各ガイドラインの認知度は一般就業者より 30%ポイント程高かった。

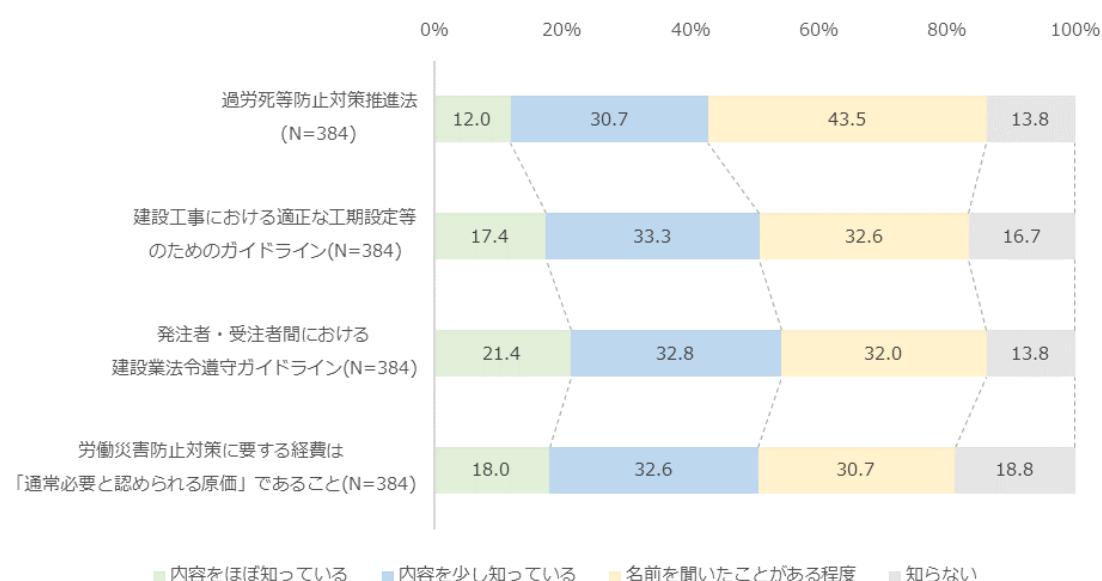


図7.5.2 事業場管理者の過労死防止対策推進法と関連ガイドラインの認知度

(資料出所) 労働・社会面の調査研究令和3年度事業場調査をもとに作成

(注) 「建設工事における適正な工期設定等のためのガイドライン」(国土交通省 平成 29 年)、「発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン」(国土交通省 平成 23 年)、および、「労働災害防止対策に要する経費は「通常必要と認められる原価」であること」(国土交通省『元請負人と下請負人間における建設業法令遵守ガイドライン』平成 26 年改訂)

7.6 過重労働が生じる背景因子の影響

建設業において過重労働が生じる背景因子として、無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼がある。この実態とその影響を以下検討した。まず、無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼の実態を労働者がどの程度経験しているかを図 7.6.1 に示す。これらの経験が「ほとんどない」「あまりない」労働者は6割程度であった。一方で、どちらの経験ともに、「よくある」8%台、「時々ある」3割弱であった。

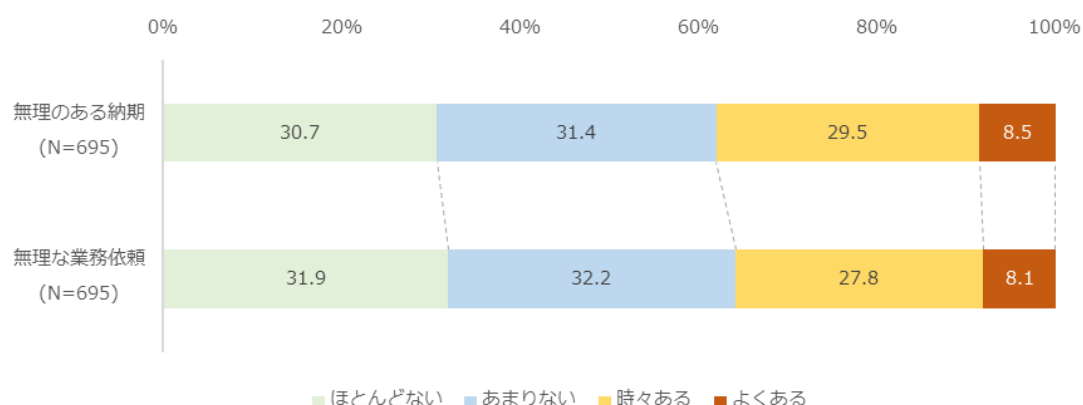


図7.6.1 建設業就業者¹の過重労働が生じる背景因子の経験
(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成
(注) 一人親方を除く。

次に、これらの経験が労働時間や身体的疲労、うつ・不安傾向に及ぼす影響を検討する。無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼の経験頻度別の、1週間あたりの平均実労働時間数を図 7.6.2 に示す。どちらの状況の経験も、平均実労働時間は「ほとんどない」が短く、経験頻度が高くなるにしたがって平均実労働時間が長くなる傾向が見られた。どちらの状況も「ほとんどない」は1週間あたりの平均実労働時間は42 時間台、「あまりない」45 時間台、「ときどきある」48 時間台、「よくある」は53 時間程度であった。

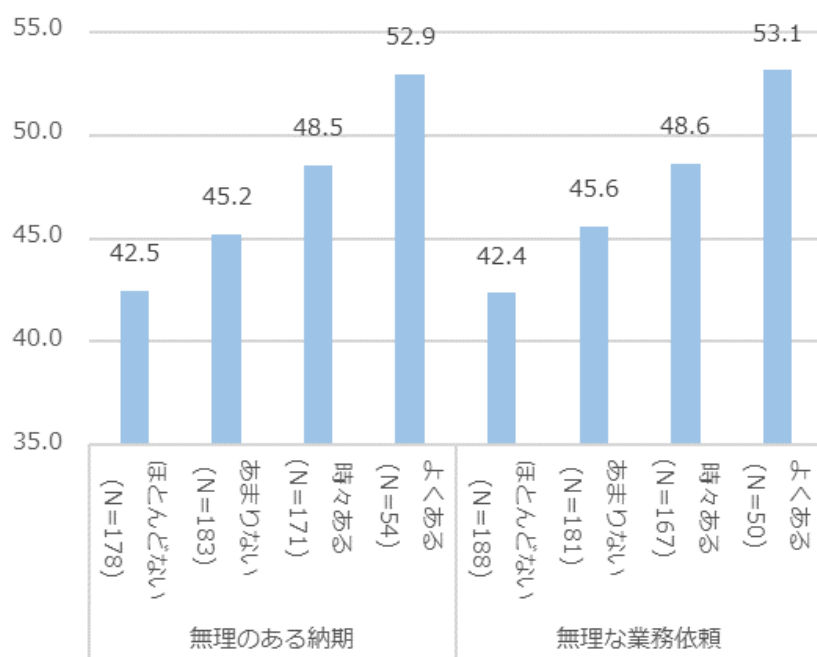


図7.6.2 過重労働が生じる背景因子の経験別の1週間あたりの平均実労働時間数¹(建設業)
 (資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成
 (注) 建設業の正社員・非正規雇用者・自営業者のうち週 35 時間以上 120 時間未満の者を集計した。

次に、無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼の経験頻度別の、身体的疲労の分布を図 7.6.3 に示す。無理のある納期、顧客からの無理な業務依頼ともに、経験頻度が高くなると疲労が大きくなる傾向が見られた。翌朝に前日の疲労を持ち越すことが「いつも」・「よくある」の回答割合は、無理のある納期や無理な業務依頼が「ときどきある」から「よくある」になるときの差が著しく大きい。一方、一晩の睡眠で疲労はだいたい回復する者の割合は、無理のある納期や無理な業務依頼が「ほとんどない」、「あまりない」、「ときどきある」となるにつれて減っていく。以上より、無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼が増えるとき、「時々ある」程度までは軽度の身体的疲労が就業者に広がるが、その状況が「よくある」になると、翌朝まで前日の疲労をいつも持ち越すような重度の身体的疲労を覚える就業者が大きく増えると言える。無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼を減らす取り組みは身体的疲労を軽減するといえる。特に、無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼の高頻度の経験は重度の身体的疲労をもたらす傾向がある。

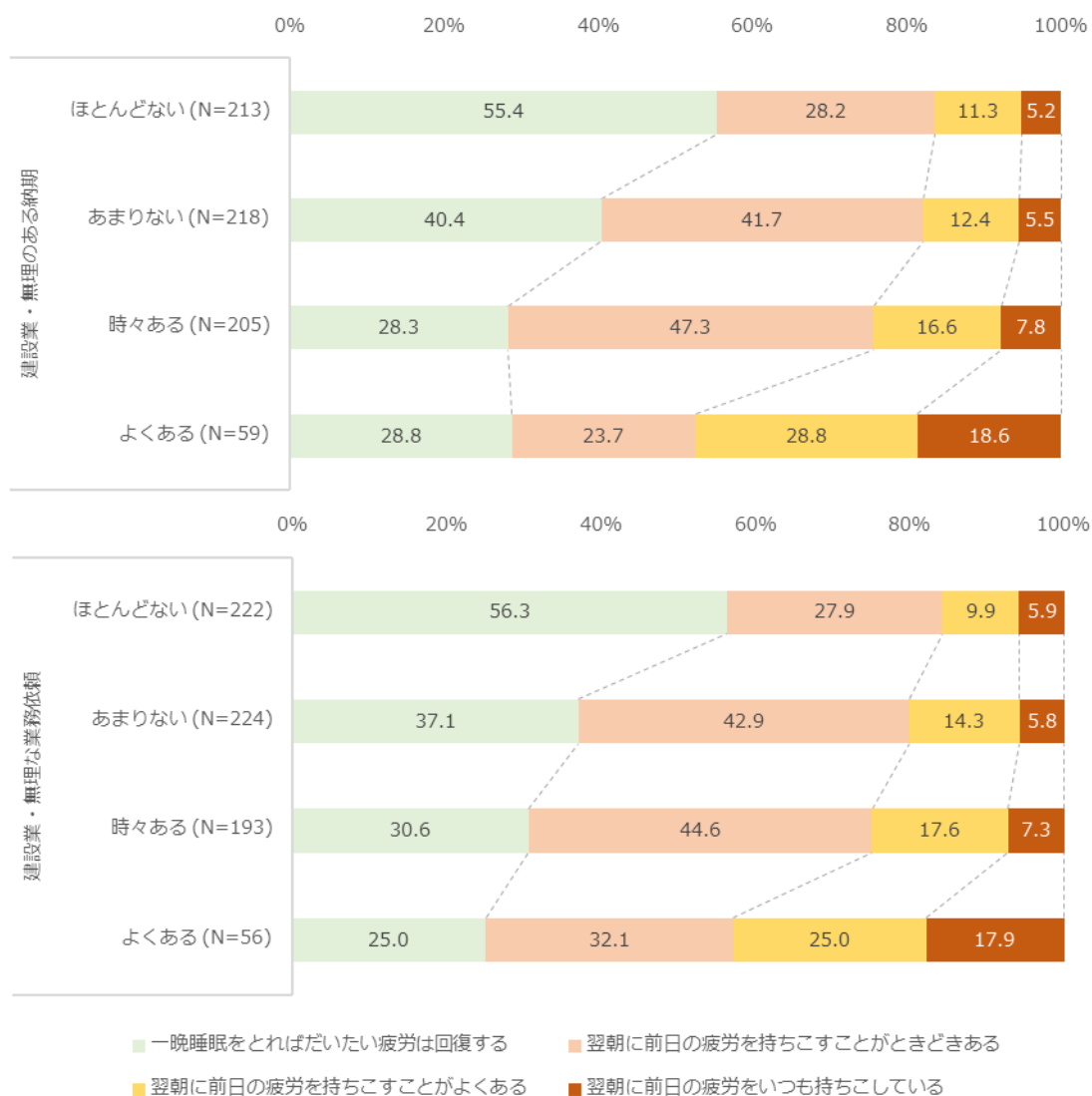


図7.6.3 建設業就業者¹の過重労働が生じる背景因子経験別の身体的疲労
 (資料出所) 労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成
 (注) 一人親方を除く。

無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼の経験頻度別の、不安・うつ傾向得点(K6)の分布を図 7.6.4 に示す。無理のある納期、顧客からの無理な業務依頼ともに、経験頻度が高くなると、不安障害・うつ疑いの割合が大きくなる傾向が見られた。K6 得点が 10 点以上の「不安障害・うつ疑い」の割合は、無理のある納期や無理な業務依頼が「ほとんどない」、「あまりない」、「ときどきある」、「よくある」となるにつ

れて大きくなる。特に K6 得点が 13 点以上の「重度の不安障害・うつ疑い」の割合は、無理のある納期や無理な業務依頼が「ほとんどない」・「あまりない」で 6%程度であったものが、「ときどきある」14%、「よくある」で 25～29%と大きく増える。不安・うつ傾向の予防上は無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼の頻度をできるだけ低くすること、特に重度のうつ・不安障害を防ぐうえでは無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼の頻度を「あまりない」以下に抑えることが必要であろう。

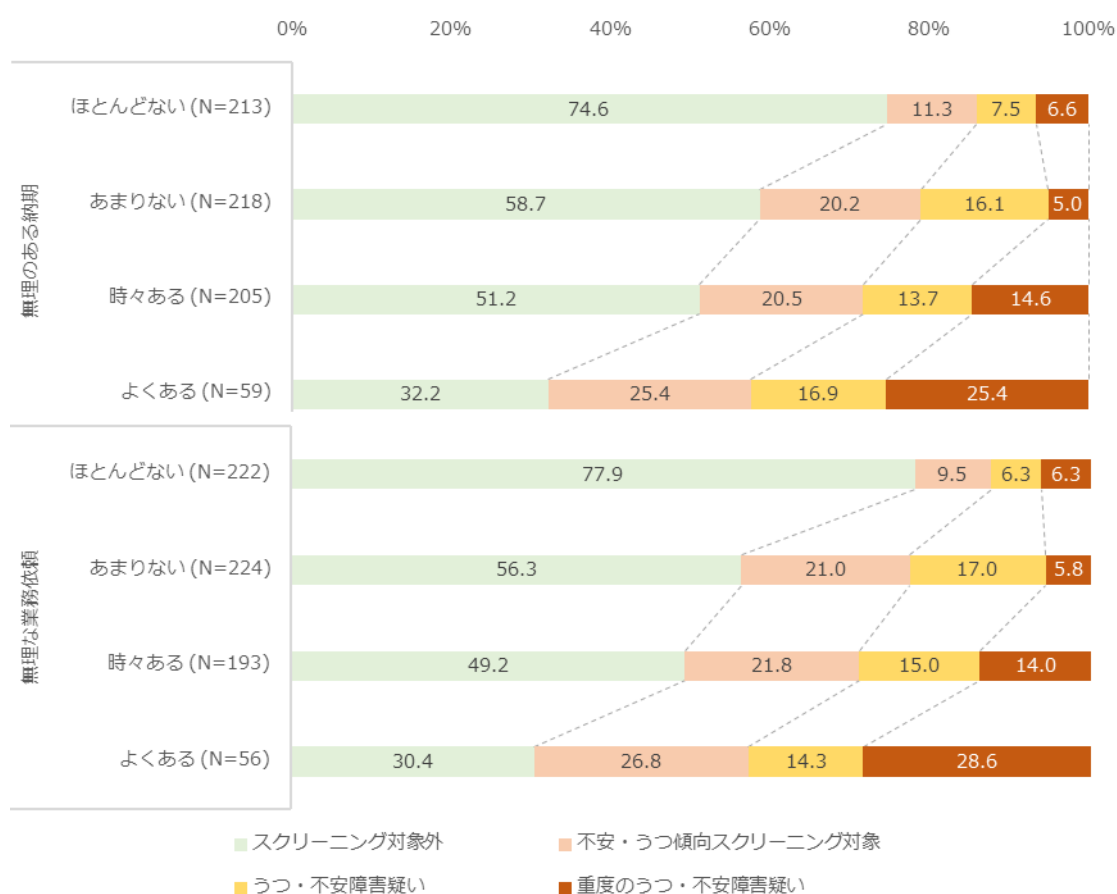


図7.6.4 過重労働が生じる背景因子の経験別の不安・うつ傾向(K6得点¹)

(資料出所) 労働・社会面の調査研究令和3年度労働者調査をもとに作成

(注) WHO で開発されたものの日本語版で、国民生活基礎調査でも用いられ、0～24点を取り、5点以上でスクリーニング対象、10～12点でうつ・不安障害、13点以上で重度のうつ・不安障害が疑われるとされる。

無理のある納期と顧客からの無理な業務依頼の経験頻度別の、主観的幸福感の平均得点を図 7.6.5 に示す。無理のある納期、顧客からの無理な業務依頼ともに、「ほとんどない」が 6.7 点で最も高く、経験頻度が高くなるにつれて得点は低くなり、

「よくある」で5.3～5.4点となる。これまで見てきたように、無理のある納期や顧客からの無理な業務依頼への就業者の暴露が増加するのに伴って実労働時間が長くなり、身体的疲労、不安・うつ傾向が悪化する傾向があるが、就業者のウェル・ビーイングにも影響を及ぼしていることが示唆される。

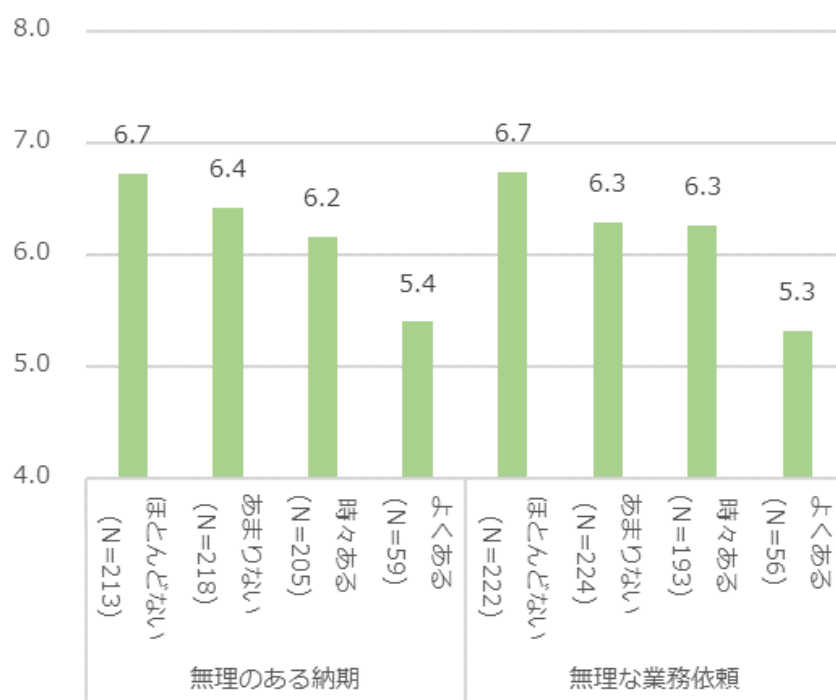


図7.6.5 過重労働が生じる背景因子の経験別の主観的幸福感¹

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度労働者調査をもとに作成

(注) 内閣府「国民生活選好度調査」でも用いられる、とても幸せ～とても不幸せの10段階評価で、「家族」や「健康」を想起して回答しているとされている。

7.7 一人親方の状況

建設業の最後に、一人親方の状況を示す。一人親方の1週間あたり実労働時間数を図7.7.1に、週40時間以上のものについては図7.7.2に示す。1週間あたり実労働時間数40時間以上の就業者に占める60時間以上の割合は21.5%で、全業種の9.5%や建設業全体の15.0%と比べて大きかった。

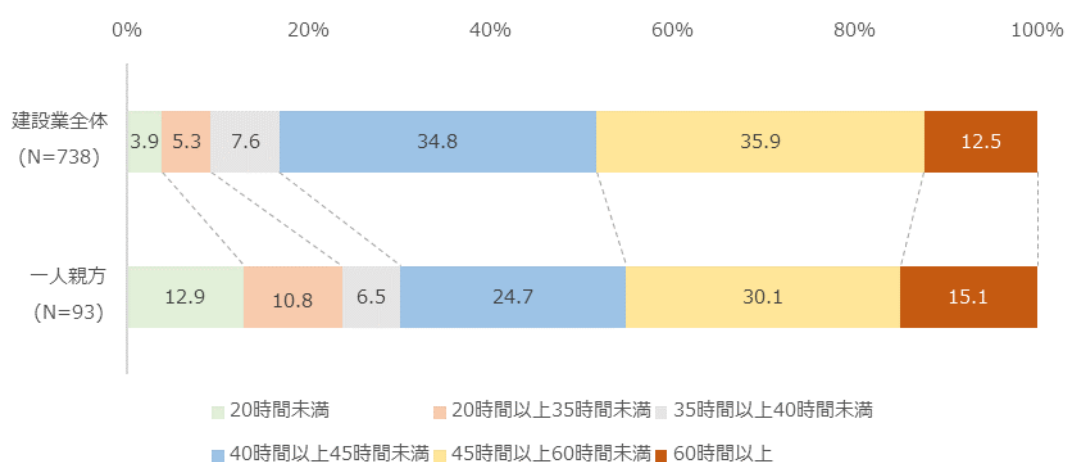


図7.7.1 建設業一人親方の1週間あたり実労働時間数¹

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 一人親方は、一人親方であると回答した自営業者または会社役員正社員は1週間あたりの実労働時間数10時間以上120時間未満、非正規雇用者と自営業者は同1時間以上120時間未満の者を対象として集計した。休業者は除いた。

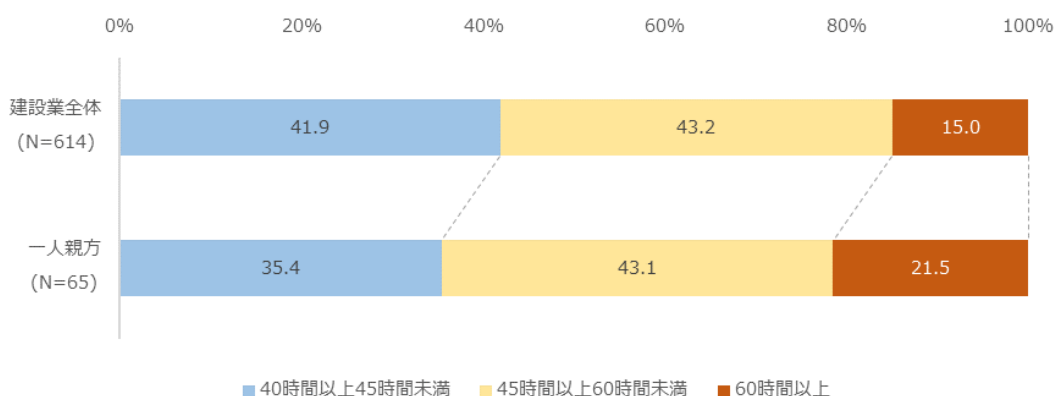


図7.7.2 建設業一人親方の1週間あたり実労働時間数(40時間以上)¹

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 1週間あたりの実労働時間数が10時間以上120時間未満、非正規雇用者と自営業者は同1時間以上120時間未満の者を対象として集計した。休業者は除いた。

次に、一人親方の通常期・繁忙期別の長時間労働（1日8時間を超える労働時間）の状況を図 7.7.3 に示す。建設業全体（図 7.3.1）と比較すると、通常期に週 10 時間以上の長時間労働を行う割合は大差なく、長時間労働なしの割合は建設業全体（56.9%）より 19.1%ポイント高い。一方で、繁忙期には、長時間労働なしの割合の建設業全体（37.3%）との差は 10.6%ポイントに縮小する。週 10 時間以上の長時間労働は通常期より 4%ポイント増えるものの、建設業全体（18.7%）ほどではなかった。

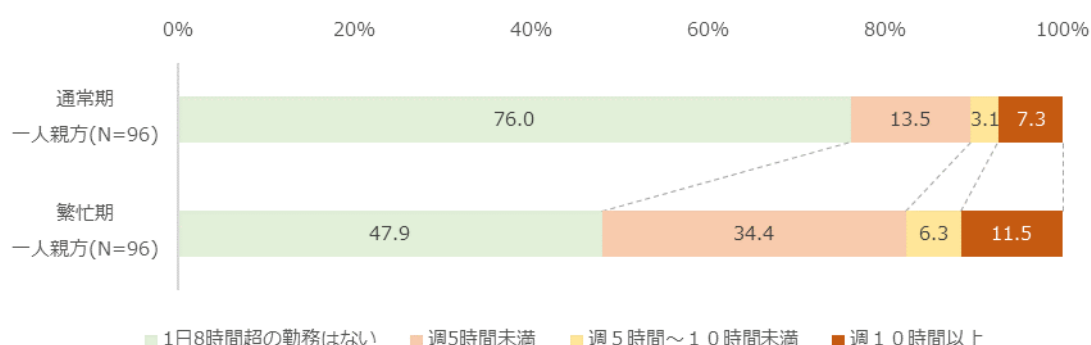


図7.7.3 建設業一人親方の長時間労働¹の状況

（資料出所）労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

（注） 調査時点の令和3年 11 月より過去 1 年間の1日8時間を超える労働時間数を、通常期・繁忙期別に問うた。

一人親方の長時間労働が生じる理由を図 7.7.4 に示す。建設業全体の図 7.3.4 と比較して、「業務量が多い」は 17.3%ポイント、「人員が不足している」は 14.0%ポイント低かった。一人親方では業務量の調整が建設業全体よりはしやすいと考えられる。「仕事の繁閑の差が大きい」、「仕事の特性上、長時間の労働を行わないとできない仕事がある」の割合は建設業全体とほぼ同水準であり、長時間労働をもたらす業界の特徴には一人親方、建設業全体とも同様に影響されていると考えられる。「顧客の提示する納期が短い」は建設業全体と同程度であった。「顧客からの不規則な要望に対応する必要がある」は一人親方の方が建設業全体より 4.2%ポイント少ない一方で、「受注時の契約内容が不明確である（文書化されていない）」は一人親方の方が 5.1%ポイント多かった。顧客との関係において、一人親方の方が密接なコミュ

ニケーションが取れて顧客の要望を先回りして把握できる一方で、文書化されていないコミュニケーションが多くなされていることの影響があることが示唆される。

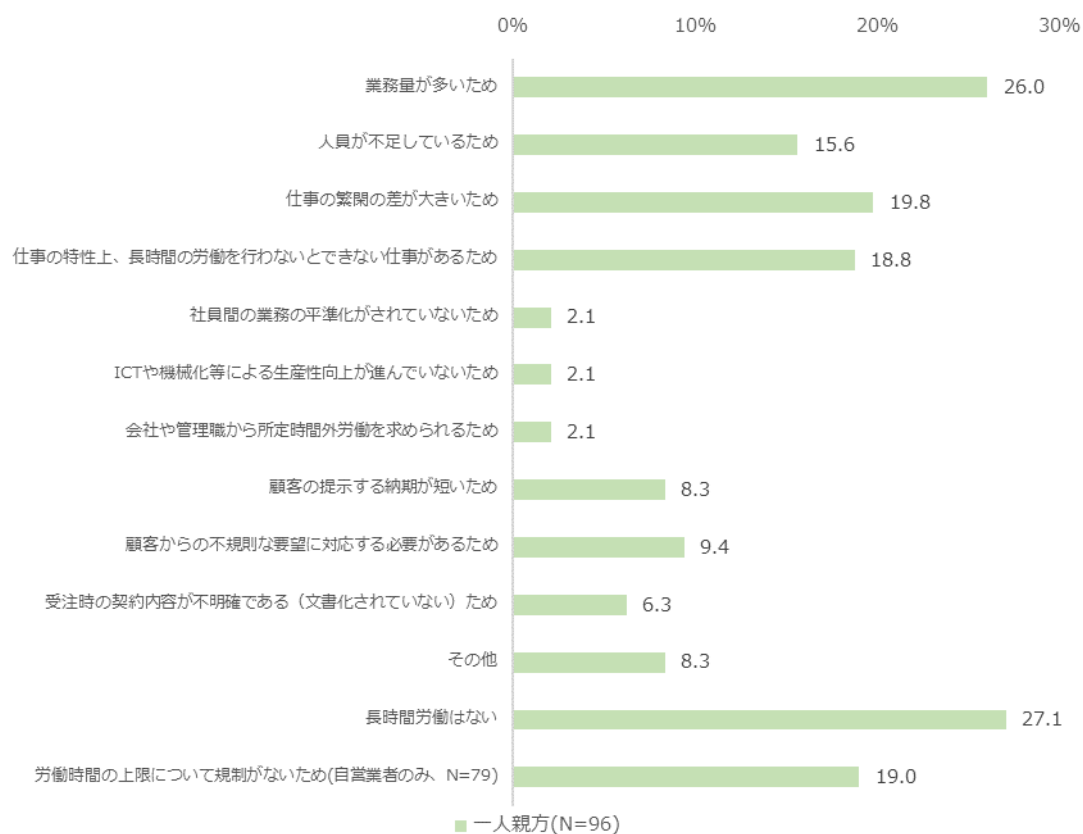


図7.7.4 建設業一人親方の長時間労働¹が生じる理由

(資料出所)労働・社会面の調査研究令和3年度就業者調査をもとに作成

(注) 1日8時間を超える労働時間について回答を得た。